

中国「残留孤児」の配偶者の生活支援を求める請願署名

中国「残留孤児」は、1945年の日本敗戦時、幼くして中国（主に旧「満州」）に取り残され、40歳、50歳を超えてようやく祖国日本に帰国できましたが、日本語も話せず、ふさわしい就職先も斡旋されないまま、低賃金・重労働な仕事への就労を余儀なくされ、貧しい生活を強いられてきました。しかし、こうした境遇は、戦前、戦後の国策がもたらしたものであって、「残留孤児」自身の責任によるものではありませんでした。

そこで、「残留孤児」の約9割2211名が原告となって国家賠償訴訟を起こし、その結果、2007年に、議員立法により、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（新支援法）が成立し、国民年金の満額支給と支援給付金の支給などを内容とした新たな支援策が採られることとなりました。こうして、「残留孤児」の老後の生活保障は大きく前進しました。

しかし、他方、現在の支援策では、中国「残留孤児」が死亡した場合、その配偶者は「残留孤児」本人が受給していた満額の国民年金がなくなってしまうため、「残留孤児」たちは自分の死後の配偶者の生活に対して大きな不安を抱えています。

「残留孤児」は、中国の地で、日本の侵略戦争の責任を一身に背負わされ迫害を受けるなど苦難の人生を過ごしましたが、その配偶者たちは、「残留孤児」と共に苦難を分かち合い、「残留孤児」が日本に帰国する際には父母、兄弟と別れて日本に来た人たちであり、「残留孤児」を救い、育てた養父母とともに忘れてはならない恩人です。

そこで、「残留孤児」の配偶者が、「残留孤児」が死亡した後も尊厳のある安定した老後生活を送れるよう、下記の事項を請願します。

記

中国「残留孤児」が死亡した後も、配偶者がその生活水準を維持できるよう新支援法を改正して、手厚い支援をすること。

氏 名	住 所

中国「残留孤児」の人間性の回復を求める市民連絡会

（日本中国友好協会、国民学校1年生の会、NPO中国帰国者・日中友好の会、中国帰国者2・3世の会、下町人間の会）

〒110-0016 東京都台東区台東4-23-11 川口商工ビル1F
NPO中国帰国者の会気付
03-3835-9357 FAX03-3835-9358

取り扱い団体・個人